

ワシントン条約(CITES)優先課題

アフリカゾウと第13回ワシントン条約締約国会議(タイ、バンコク、2004年)

トラフィックによる背景説明(briefing document)

2004年9月

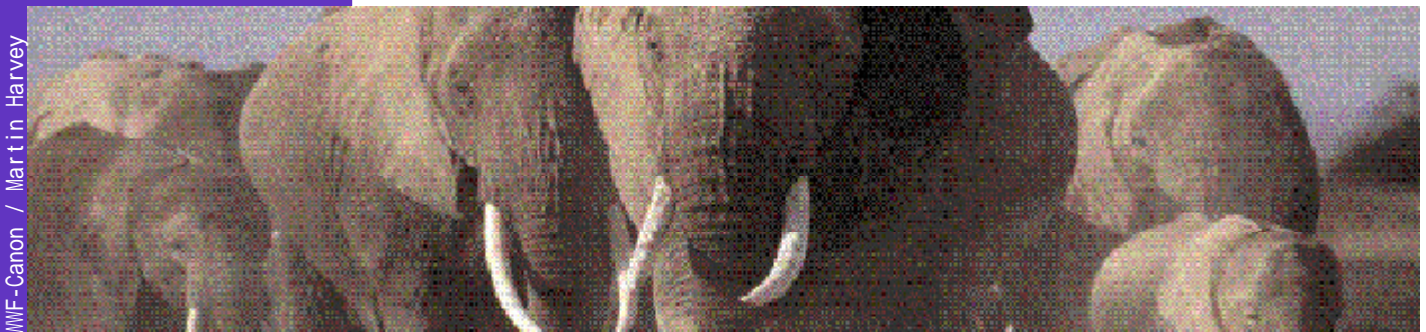
今回のワシントン条約締約国会議でも、アフリカゾウ *Loxodonta*

africana が議題に上ることになった。今回は、附属書改正案2件、この種に関するCITES決議または決定の変更案2件について討議する。MIKEならびにETIS監視システムからの発表と分析報告、アフリカとアジアの国内象牙市場に関するさらに踏み込んだ討議、ブルンジの象牙在庫の状態に関する検討も行われる。この背景説明では、これらの案件と最近の経緯を紹介する。

1. 2002年のCoP12ではどのようなことがおこなわれたのか。ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエは未加工象牙の取引を許可されたのか。ザンビアのアフリカゾウ個体群は附属書IIに移されたのか。ケニアとインドはゾウ個体群全部を附属書Iに戻すことに成功したのか。

CoP12で締約国はボツワナ、ナミビア、南アフリカに関し、未加工象牙の条件付き1回限りの販売を承認したが、ジンバブエについては承認しなかった。その結果、ジンバブエのゾウ個体群は附属書IIにとどまり、商業目的での生きたゾウとゾウ皮、非商業目的での象牙トロフィー、加工象牙、革製品の限定取引を許可するという、それまでの注釈に変更は加えられなかった。他の3カ国に関する注釈は、未加工象牙の1回限りの販売に関する明確な条件を規定するよう改正された。その多くは提案者自身が提案したものである。それに従い、象牙は国内原産の在庫に限られ、ボツワナが20t、ナミビアが10t、南アフリカが30tという上限が定められた。潜在的な取引相手となる国は、決議10.10 (Cop12で改正)「ゾウの標本の取引」に規定された象牙国内取引に関する要項を満たし、また、輸入された象牙を商業目的で再輸出しないことを確約しなければならない。1回限りの販売の時期は「2004年5月以降」とし、また、いかなる場合も、CITES監視システムMIKE(ゾウ違法捕殺監視システム)がベースライン・データを報告した後とする(後述の4を参照)。さらに、象牙を発送する方法が指定され、販売によって得た利益は保護目的に限定して使用するという条件も定められた。最後に、この取り決めに関する確認・承認プロセスという観点から、CITES事務局と常設委員会の明確な役割と責任も規定された。1回限りの販売を認めるにあたり、ボツワナ、ナミビア、南アフリカが提案した未加工象牙取引の年間割当量については、CITES締約国の間でそれを承認する準備ができておらず、要求は撤回された。

また、CoP12では、ボツワナとナミビアに対し、注釈の範囲を拡大し、非商業目的でのゾウ革製品とゾウ皮の取引も含めることが許可されたが、非商業目的での加工象牙製品の取引については、どちらの国も承認を得られなかった。ボツワナ、ナミビア、南アフリカに関し、割当量に従う象牙トロフィーの取引および生きたゾウの取引が、また、南アフリカに関し、商業目的のゾウ皮の取引が、以前に合意されていたが、これらは引き続き有効とされた。だが、南アフリカのゾウ革製品取引に関する注釈に対し、CoP11で許可された商業目的ではなく非商業目的に限定するという誤った変更が加えられてしまった。



WWF-Canon / Martin Harvey

ボツワナ、ナミビア、南アフリカに関し、このような取引オプションが認められたことで、ゾウ個体群全部を附属書Ⅰに戻すというケニアとインドからの提案は、事実上非現実的なものとなり、この議題は撤回された。最後に、それとは別の進展として、ゾウ個体群を附属書Ⅱに移行するというザンビアの提案は、議決権を持つ締約国の3分の2の賛成を得ることができず、否決された。

2.1 一回限りの象牙販売に関する条件は満たされたのか。条件を満足したとすれば、今回のCoPでも承認されるのか。

条件の多くが満たされず、CITES事務局も提案国自体も、CoP13でのこの件に関する討議を要求していない。一回限りの象牙販売を管理する条件が満たされたかどうかという検討は、今後の常設委員会で、CITES事務局の要求による正式の議題として取り上げられる。以下の表は各条件について説明し、プロセスと実施状況という観点から、現状について評価したものである。

条件の説明	現状
取引できる未加工象牙は、ボツワナとナミビアについては、登録済みの全形牙とカットピース、南アフリカについては、全形牙と、長さ20cm以上、重さ1kg以上という両方の条件を満たすカットピースに制限される。	<p>状態: おそらく満足していると思われ、事務局の派遣団による最終確認を待っている状態。</p> <p>背景: この条件は、1回限りの販売が可能な象牙に関するサイズと重量の要項を定めたもの。</p> <p>コメント: これらの条件は、CoP12で提案した各国からの当初の提案に盛り込まれていた。したがって、これらの条件は、そもそも最初から満たされていると考えていいだろう。</p>
i) 販売できる象牙は政府所有の在庫に限られる。ボツワナとナミビアについては、そのすべてを国内原産とし、南アフリカについては、クルーガー国立公園という国内の特定の場所で産出したものとする。	<p>状態: おそらく満足していると思われ、事務局の派遣団による最終確認を待っている状態。</p> <p>背景: この条件は、1回限りの取引がおこなわれる象牙の産地に関する資格要項を定めたもの。</p> <p>コメント: これらの条件は、提案した各国自体により、CoP12の当初の提案に予防措置として盛り込まれていた。したがって、これらの条件は、そもそも最初から満たされていると考えていいだろう。ボツワナとナミビアは、1999年の1回限りの象牙販売についても、これらと同じ要項を満たしており、3カ国全部が、政府保管の各象牙ピースの出所を確定できる強力な象牙在庫管理システムを備えている。これらのシステムは、以前にテストされ、確認済みである。</p>
ii) 取引相手国については、再輸出を防ぎ、決議10.10 (CoP12で改正)に指定された象牙国内取引に関する要項への準拠を確約するための十分な国内法と国内取引規制が整備されていることを、CITES事務局が常設委員会との協議の上で確認した国に限定される。	<p>状態: まだ満足していないが、進行中。</p> <p>背景: この条件は、輸入国として1回限りの販売に参加することを望む国に関する資格要項と確認プロセスを定めたもの。</p> <p>コメント: 日本は1回限りの販売の取引相手国になる意図を正式に表明している。決議10.10 (CoP12で改正)の要項に対する日本の準拠状態については、決定12.39のプロセス(3と7を参照)に従い、最初の評価がおこなわれた。事務局の報告書(SC50 Doc.21.1)によれば、「日本の現在の国内象牙規制は、必要とされる対策全部を満たしていないと事務局は判断した」。日本は現在、改善策を講じている最中であり、それについては将来、事務局の確認作業によって評価がおこなわれる。したがって、取引相手国としての日本の資格は未決定であり、この条件を満足していない。</p>



WWF-Canon / Martin Harvey



WWF-Canon / Meg Gawler



<p>iii) 2004年5月まで、また、いかなる場合も予想される輸入国について事務局が確認するまで(iiを参照)、また、MIKEプログラムがベースライン・データを事務局に報告するまで、取引をおこなうことはできない。</p>	<p>状態: 満足していない。 背景: 販売時期に関するこの条件は、3つの要素で構成される。それは暦日、前提条件としての予想輸入国確認プロセス、CITES監視プログラムMIKEでの特定管理点における報告という前提条件である。 コメント: 暦日は経過したが、取引相手国になるという意図(iiを参照)を宣言した唯一の国である日本に関し、事務局はまだ正式な確認プロセスを開始していない。最後に、MIKEベースラインの構成が常任委員会の第49回会合で承認されたが、MIKE中央調整事務所(CCU: Central Coordinating Unit)は、2005年まで、これについて進展はないことを示唆している。</p>
<p>iv) 販売できる象牙の量はボツワナ20t、ナミビア10t、南アフリカ30tに制限し、[下に続く]</p>	<p>状態: おそらく満足していると思われ、事務局の派遣団による最終確認を待っている状態。 背景: この条件は、1回限りの販売で取引される象牙の量に対する制限を定めたもの。 コメント: この条件における取引量は、CoP12の当初の提案において提案国自体によって宣言されたもの。ボツワナとナミビアは、1999年に輸出が許可された象牙の量に関する制限を超過しておらず、その当時、準拠を確約するための手続は適切なものだった。この条件は再び満たされると信じていだろう。</p>
<p>iv) [上からの続き] 販売される象牙の合計量を、事務局の監督の下で、1回の積み荷として発送する。</p>	<p>状態: 準拠するという約束は表明されているが、実現するのは1回限りの販売が行われた後である。 背景: この条件は、輸入国への積み荷の発送に関する要項を定めたもの。 コメント: この条件は、提案した各国自体により、CoP12の当初の提案に予防措置として盛り込まれていた。ボツワナとナミビアは、1999年の1回限りの象牙販売についても、これと同じ要項を満たしている。</p>
<p>v) 象牙販売から得た利益は、ゾウ生息域内またはそれに隣接する地域のゾウの保護と地域社会発展プログラムのみを使う。</p>	<p>状態: 準拠するという約束は表明されているが、実現するのは1回限りの販売がおこなわれた後である。 背景: この条件は、1回限りの販売から得た利益を使う方法を規定したもの。 コメント: この条件は、各提案国により、CoP12での当初の提案で約束されていた。ボツワナとナミビアは、1999年の1回限りの象牙販売についても、これと同じ要項を満たしている。</p>
<p>vi) 条件全部を満足したことに、常設委員会が合意しなければならぬ。</p>	<p>状態: 満足していない。 背景: この条件は、以上の条件を満足したかどうかに関し、常設委員会が最終決定を下すことを定めたもの。 コメント: 1999年の場合と同様、このプロセスは常設委員会の今後の会合において、正式議題として取り上げられる。コンセンサスによる決定がおこなわれるものと思われるが、投票が必要になった場合は、単純多数決で決定される。</p>

3. CoP13の議題として、アフリカゾウに関するCITES附属書改正のためのどのような提案が提出されているか。

今回は、ナミビアと南アフリカのみが、ゾウ個体群の附属書II掲載に関する附属書改正案を提出した。

南アフリカの提案は、2002年にゾウ皮の取引に関する注釈が書き直された時、以前に許可された取引が誤って除外されてしまった(前述の1を参照)という誤りを訂正するだけの内容である。保護関係者の間では、ゾウ皮と革製品の取引が種の保全に対して悪影響を与えないことは広く認識されており、この提案は特に問題にならないと思われる。

ナミビアの提案では、未加工象牙の取引に関する年間割当量を定め、商業目的でのゾウの革製品、毛、特定加工象牙製品の取引を許可することを求めている。ナミビアは年間割当量の上限を、自然死と管理に関係する死から派生する未加工象牙2,000kgとすることを提案している。入手可能なデータを検討すると、これらの出所から年間約1,000kgの未加工象牙が回収されているが、ゾウの個体数が増えているため、ナミビアは「永続的個体群のゾウ1,000頭あたり年間約100～500kgずつ在庫が増加する」ことを示唆している。国内の個体数が約11,000頭と推定すると、年に1,100～5,500kgの象牙が生じることになるが、この理論上の数字はまだ実証されていない。予防措置としてナミビアが提示している条件は、政府所有でナミビア国産であることを証明するマークが付いた象牙のみに輸出を制限すること、1ヵ所のセンターに販売を制限し、輸出が承認済み輸入国に対して直接行われるよう保証すること、独立した監視をおこなうこと、販売から得た利益全部を特別国家信託基金の一部として、ゾウの保護に使うこと、などである。CoP12で合意された1回限りの象牙販売がまだおこなわれていないことを考えると、これはCoP13でかなりの議論を引き起こすものと予想される。

また、ナミビアは地方の職人が伝統工芸品として作るエキパと呼ばれる商品の生産を許可することにより、「商業目的での」加工象牙製品の取引に関し、厳密な制約のもとでの販売経路を確立することも提案している。一点ものの各商品に連番のマークをつけ、卸売業者と彫刻職人は国内規制制度に従い登録する。だが、1997年に、ゾウ個体群を附属書IIに移行するという最初のナミビアの提案を専門家パネルが評価した時点では、このような制度は存在しなかった。現在、加工象牙製品の国際取引について免除を認められているのはジンバブエのみだが、ナミビア提案とは対照的に、その取引に関する注釈では、「非商業目的」に制限されている。つまり、ジンバブエを離れる加工象牙の全標本が「手回り品」扱いになり、点数はわずかな数に限られる。ナミビア政府は最近、同様の条件を提案する意図を示したが、そのような意図を反映させるためには、この点に関し、提案を正式に訂正する必要がある。

最後に、ゾウの革製品と毛を使った製品を商業目的で取引するというナミビアの要求には、保護という観点でのリスクはないものと考えられる。現在、管理活動によって殺されるゾウから取った皮と毛は、常に回収されてはいないが、ナミビアは今後、それを行うことを提案している。そのような皮と毛は、商業目的の卸売業者に供給され、規制制度に従い、小さな製品の製造に使われる。ナミビアは製造業者と取引業者の登録を義務づけ、包括的な記録をつけることを示唆している。

4. CoP13では、ゾウについて他にどのような提案が出ているのか。

ケニアはゾウの保護に関し、条約を今後どのように解釈し、実施してゆくかという点に関する2点の文書を提出している。最初のCoP13 Doc. 29.4は、違法象牙取引と国内市場の規制に関する文書で、決議10.10(CoP12で改正)に対して一連の改正を加えようとする内容である。もっとも議論になりそうな変更は、附属書IIに掲載されたゾウ個体群を持つアフリカ諸国を対象とし、未加工・加工象牙(非商業目的でのハンティングトロフィーを除く)の輸出に対し、20年の一時禁止期間を設けるというものである。この20年という期間は、CoP12で合意された指定象牙在庫の条件付き1回限り販売(前

述の1と2を参照)が実行された後に始まる。CoP11とCoP12で、ケニアはインドと共に、アフリカゾウ個体群全部を附属書Iに戻すという改正案を提出した(結果は却下)。CoP13 Doc. 29.4は同じ目的を別の方法で達成しようとする試みだという見方もあり、承認を得るためには、議決権を持つ締約国の3分の2の賛成が必要である。決議10.10(CoP12で改正)に関してケニアが提案する他の変更では、アフリカと「象牙輸入国として指定されていない」他の全締約国における未加工・加工象牙の国内販売を全面的に禁止するとしている。1999年、CoP10で合意された1回限りの象牙販売に関し、日本が合法的象牙輸入国に指定されたが、2002年に合意された販売については、まだ輸入国は指定されていない。「指定象牙輸入国」という用語はやや曖昧だが、きわめて限られた例外を除き、世界の大部分の国で、それは象牙の国内取引削減につながる解釈できる。ケニアはそのような禁止を適切な立法、法執行、意識向上キャンペーンで補強することを提案し、決議10.10(CoP12で改正)の包括的な書き直しの中に、それを達成するための文言を盛り込んでいる。国内取引問題と取り組むための他の総合的ならびに特定の規制策も盛り込まれている。

ケニアの2番目の文書、CoP13 Doc.29.5は、CoP12で合意された未加工象牙の1回限り販売について定められた条件に関する決定2件 - 決定12.33ならびに12.34 - の再考を求めたものである。決定12.33ゾウ - ゾウの違法捕殺の監視(MIKE)は、CITES常設委員会の第49回会合に対し、IUCNならびにMIKE中央調整事務所(Central Coordinating Unit)と協議した上、MIKEベースラインの構成を明らかにするよう求めた。その後、同委員会は地理的範囲という点で、MIKEベースラインは最低アフリカ45カ所、アジア18カ所で構成される(1999年の常任委員会第41回会合で承認されたMIKE立案文書中に最初に提案された調査地点数にもとづく)ことで合意に達した。各調査地点に必要な正確なデータという観点からは、常設委員会はベースラインとして、2000年以降に実施された最低1回の個体数調査、アフリカの調査地点では12ヵ月、アジアの調査地点では6ヵ月の期間の違法捕殺件数に関するデータ、影響因子のパターンについて説明したレポート、違法捕殺に関する情報を入手するために払った努力の評価、情報の予備分析を盛り込むことに合意した。ケニアはベースライン要項として、アフリカ55カ所とアジア28カ所、過去にゾウ個体数調査が実施されていない全調査地点での最低2回の個体数調査、違法捕殺に関する2年分のデータ、影響因子と違法捕殺に関するデータを様々な側面から取り上げた統計分析を盛り込むよう、変更を加えることを提案している。ちなみに、2003年に常任委員会が最初にこの問題について協議した時、ケニアは同様の提案を行ったが、その時は承認されなかった。

決定12.34ゾウ - ゾウの違法捕殺の監視(MIKE)については、ケニアは「承認された象牙取引の結果として、他のゾウ個体群に対する悪影響が発生した」という決定を下すために常任委員会で合意された機構の変更を提案している。常任委員会は第50回会合で、MIKEとETIS(ゾウ取引情報システム)という監視システムから得られる情報にもとづき、違法狩猟ならびに取引の発生率とレベルが明らかに上昇している締約国を特定するための(後述の6と7を参照)手順について合意した。そのような事態が発生した場合、CITES事務局はさらに詳しい調査をおこない、常任委員会に報告書と勧告を提出する。すべての報告と背景データはCITESウェブサイトに掲載される。そのような上昇が、条約で承認された象牙商業取引の結果であると事務局が結論し、常任委員会がそれに同意すれば、その後の象牙取引は停止され、寄託政府(スイス)は次回CoPで当該ゾウ個体群を附属書Iに戻すよう提案する。CoP13 Doc.29.5でケニアは、CoP12で承認された1回限りの象牙販売に関する条件を満足したと常設委員会が決定した後、CITES事務局が締約国に対して通知を配布し、違法狩猟または取引に関する状況の変化を示す情報とデータの提供を促すことができるよう、新たな手順を導入することを提案している。それに対する回答期間として、締約国には60日の期間が与えられ、違法なゾウの捕殺または象牙取引の明らかな増加を示す情報が提供された場合は、専門家で構成される独立したグループが編成され、そのグループが報告の内容を確認し、常設委員会に報告書を提出する。この変更が加えられた場合、事実上、CITES事務局の現在の役割と責任を外部の「専門家」グループが肩代わりすることになり、費用と仕事の重複が発生する。これらと似た提案が、常任委員会の第50回会合

でケニアによって提出された。

5. ゾウに関する提案は CoP13 でどのように処理されるのか。

CoP13 では、ゾウに関する提案すべてがまず委員会 I で討議され、その後の本会議ですべての最終決定が下される。ナミビアと南アフリカの提案が受け入れられるには、議決権を持つ締約国の3分の2の賛成を必要とする。それが得られなかった場合は、これらの提案は撤回するか、または、いかなる意味でも適用範囲を拡大しないことを条件に、CoP 会期中に変更する。ケニアが提案する CITES 決議ならびに決定の変更にも、3分の2の賛成が必要である。それらの提案に対する修正案は、正式な討議の最中に議員席から提出できる。

6. ナミビアに関する未加工象牙取引の年間割当量について CITES が合意した場合、アフリカゾウとアジアゾウの他の個体群にはどのような影響があるか。

象牙取引の再開については、常に他のゾウ個体群に対する悪影響が懸念されるため、最初に3つのアフリカゾウ個体群が附属書 II に移された CoP10 において、CITES 締約国はゾウの違法狩猟と違法象牙取引を正式に追跡することを規定する決議 10.10 を承認した。その目的のために、MIKE と ETIS という2種類の長期国際監視システムが設置された。決議 10.10 はその後の CoP で更新および強化され、それら監視システムの現在の目的は、以下のように定められている。

- i) ゾウ生息国ならびに取引中継地における違法狩猟ならびに象牙取引のレベルと傾向およびレベルと傾向の変化を測定し、記録すること
- ii) CITES 附属書へのゾウ個体群の掲載に対する変更および / 又は合法的象牙国際取引の再開と観察された傾向の間に関連性があるか、また、どの程度に関連性があるかを評価すること
- iii) 適切な管理、保護、執行の必要性について決定を下せるよう支援するための情報ベースの確立
- iv) 生息国での実施能力の育成

決定による影響を評価するための信頼の置ける手段を CITES の下で締約国が作り上げた数少ない例の1つとして、監視システムの設置を約束することは、ゾウの保護という難しい問題を前進させるための責任ある取り組みを意味する。MIKE と ETIS はどちらも、締約国会議の各会合における正式な議題として、包括的な報告書を提出しなければならない。

7. MIKE と ETIS はどのように構成されているか。

野生でのゾウの状態を評価するために承認された手段である MIKE は、各調査地点のシステムを通じて指定個体群の監視を行う。MIKE の調査地点は、西・中央・東アフリカとアフリカ南部（アフリカの4小地域）29 生息国内の 57 ヲ所と、南・東南アジア（アジアの2小地域）13 生息国内の 28 ヲ所で構成される。全部を合わせると、これらの調査地点は世界中のゾウ生息地ならびに生息環境の全範囲を表す。MIKE の構成は基本的にはピラミッド型である。最高レベルでは、MIKE は CITES 常設委員会の監督下に置かれ、技術諮問グループ（TAG）の指導を受ける。各参加生息国内では、各 MIKE 調査地点に MIKE 調査地点担当官が配備され、ゾウの個体数、違法捕殺、法執行活動、その他広範囲な要因に関するデータと情報を、標準化された書式にまとめる責任を負う。この情報は全国担当官を通じて6人の小地域支援担当官の1人に送付され、その担当官はケニアのナイロビに置かれた中央調整事務所（Central Co-ordinating Unit）と連絡を取る。それらの情報を総合し、分析して、個体数の傾向、違法捕殺のパターン、大陸レベルで時の経過と共に生じるこれらの傾向と変化の原因を確定する。MIKE は将来、生息域全体を通じ、現場でのゾウの状態に関する理解の大幅な改善を可能にし、ゾウの保護を支援するために可能な限り最善の決定を下せるよう、CITES を補助できるはずであ

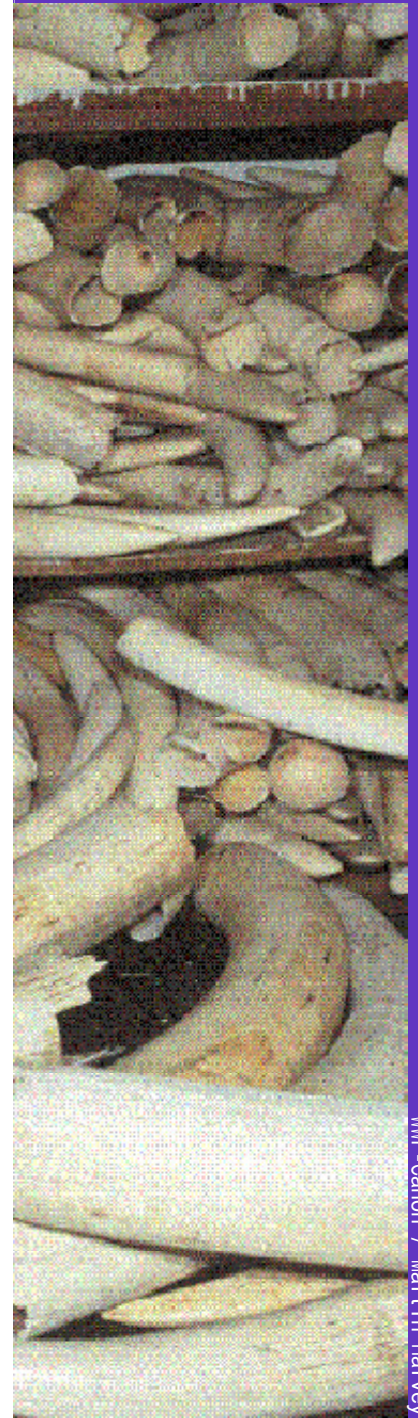
る。MIKE が設置される以前は、現場でのゾウの死亡率を追跡し、CITES プロセスに情報を提供するための統一の取れた機構が存在しなかった。局地的レベルでは、MIKE は実施能力育成と国内ゾウ保護活動を推進する触媒役を務めてきた。MIKE の潜在的価値は、現場で活動する数々の保護団体によって認められており、WCS、WWF、CEPF などの団体が、MIKE に対して資金援助または現場活動の支援を提供している。欧州連合、米国魚類野生生物局、日本政府、ベルギー政府、ドイツ政府技術協力機関 (GTZ)、CITES 事務局、日本の象牙製造団体も、資金援助をおこなってきた。

もう1つの指定監視システムであるETISは、象牙とゾウ製品の違法取引追跡を担当している。それ以前に、CITESによる禁止後の象牙没収記録を保存するためにトラフィックが開発したBIDS(違法象牙データベースシステム)というデータベースシステムがあり、ETISはそれから派生したものである。BIDSは当初、決議10.10の中で締約国により、象牙取引の「パターンを監視し、規模を測定するための適切な手段として」認められた。様々な改良を経て、BIDSはETISへと進化し、今日の高度な情報システムが出来上がった。今もトラフィックが管理するこの中央データベースには、1989年以降、世界のあらゆる場所で起きた象牙ならびにゾウ製品没収の詳細が収められている。現在、決議10.10(Cop12で改正)を通じ、没収が起きてから90日以内にCITES事務局にゾウ製品没収事件を報告することが、全締約国に義務づけられている。実際には、常にこれが実行されるとは限らないが、かつてないほど多数の国がゾウ製品没収事件を報告するようになり、現時点で、ETISには9,400件を超える没収記録が保管されている。この没収データベースには一連の補足要素があり、法執行活動とその効率、報告率、背景となる経済変数、世界の国内象牙市場における規制の規模と程度の追跡をおこなっている。このような情報が時期別と各国別のデータベース・フォーマットにまとめられ、傾向と最新の取引動向を把握し、それを解釈するための分析に使われる。資金面では、CoP11以降、ETISは英国環境・食糧・地方省(DEFRA)から豊富な資金援助を受け、CITES事務局とWWFからも補助的な資金援助を受けている。

8. ゾウの密猟と象牙取引に関する結果という観点から、これまでMIKEとETISはどのような成果を上げてきたか。

2つの大陸とゾウ生息国42カ国が関与するきわめて野心的で全く新しいシステムとして、MIKEはまだ発展段階にあるため、CoP13では完全な分析結果ではなく、途中経過報告のみを発表する。ただし、アフリカとアジアの全調査地点において、MIKEは本格稼働に向けて大きく前進している。現在の状況から見て、ベースライン(前述の4を参照)の決定は2005年初期になるものと思われる。MIKEはCoP14には分析結果を提出できると考えていだろう。CoP13には、詳しい途中計画報告書が提出される(CoP13 Doc.29.3を参照)。完全な分析はまだ不可能だが、CoP13に提出する報告書で、データが入手可能になりつつあることと、適切な分析方法の試験と実証がおこなわれていることが示される。さらに、MIKEはゾウの密猟が起きている場所を示す証拠の提供を開始しようとしており、それにより、現在の無規制の象牙取引パターンに関する知識が充実する。

ETISはCoP12で違法象牙取引動向の完全な分析結果を発表しており、CoP13でも同じことを行う(CoP13 Doc.29.2を参照)。ETISは統計的手法を使い、象牙の違法取引がアジアとアフリカの大規模で規制が不備な国内象牙市場の存在と最も直接的に結びついていることを実証した。この観点から、カメルーン、中国、コンゴ民主共和国、エチオピア、ナイジェリア、タイが、象牙の違法取引にもっとも深く関与している。傾向という点では、ETISの没収データは、没収された象牙の量が1989年から1994年まで減少し、1995年から現在まで、ゆるやかに増加してきたことを示している。中国の象牙市場は、この傾向に対してもっとも重要な影響を与え続けている。実際、中国を分析からはずすと、傾向を示すグラフは1994年から今まで平坦になり、この市場1つが世界の象牙違法取引における上昇傾向を支えていることがわかる。CoP12以降、効果的な法執行を中国が約束したことにより、違法取引削減に向けてかなりの改善が



WWF - Canon / Martin Harvey

見られ、今後何年かの間に、この傾向が逆転する可能性もある。最後に、1989年以來に没収された象牙の量とCITES関係の重要な出来事の間には、特に関連性を実証できなかった。CoPが開催されたほとんどの年に(全部ではないが)没収された象牙の量がみかけ上は減少している。他の定性的な情報からも、中国での象牙需要の出現とCITES関係の出来事を関連付けることはできない。

9. 大規模で無規制の象牙市場という問題と取り組むために、CITESに何ができるのか。

締約国はすでに決議10.10 (CoP12で改正)の中で、国内象牙取引は立法・規制・執行措置の包括的枠組みが整備されている場合のみ許可することに合意している。この決議は国内象牙市場を持つ締約国に対し、いかなる形態であれ、象牙を扱う輸入業者、製造業者、卸売業者、小売業者すべてについて登録または免許を義務づけるよう求めている。未加工象牙に関する強制管理が義務づけられ、加工象牙については有効な報告ならびに執行制度の存在を実証しなければならない。だが、多くの国で、これらの勧告が実施されていない。CoP12で発表されたETIS分析結果に促され、締約国は決定12.39 **ゾウ - 国内象牙取引の規制**を採択し、対象となる10カ国における決議10.10への準拠状態を評価するために、常任委員会の指示に従い、会議の中間期間にプロセスを実施するよう命じた。このプロセスを通じ、CITESは現在、無規制の国内象牙市場を持つ国々に対し、その行動に対する責任を追求している。これら大規模で無規制の象牙市場による悪影響に効果的に対応するために、CITESはおそらく一部の国に対し、罰則としての制裁措置の開始を余儀なくされるであろう。

常設委員会の第50回会合では、アフリカの全生息国における無統制の国内象牙販売の撤廃をねらいとして、CITES事務局が提案した作業計画についても話し合った。この提案については、まずアフリカゾウ生息国対話会合で、次にCoP13自体で、詳しい討議がおこなわれる (CoP13 Doc.29.1を参照)。

10. CoP10で合意されたアフリカ全土を通じた象牙在庫の非商業的処分はどうなったのか。ブルンジからの象牙在庫に関する提案はないのか。

ブルンジの象牙在庫はCoP13の議題に上っているが (CoP13 Doc.29.6を参照)、決定10.2 (CoP11で改正) **ゾウ - アフリカゾウ生息国における象牙在庫処分ならびに保護資金調達に関する条件を通じ**、CoP10で合意されたプロセスの一部ではない。1997年のこの決定は、既存の象牙在庫を非商業目的で援助国が買い取るためのCITES手順を定めたものだが、それはアフリカゾウ生息国のみを対象としている。このプロセスでは最終的にアフリカの14カ国を受け入れ、合計158,077kgの象牙が提供されたが、ブルンジは自国内にゾウ個体群を持たず、このプロセスへの参加からは常に除外されてきた。決定10.2の意図は、象牙在庫の蓄積がアフリカ諸国に与える安全上・財政上の負担をなくし、ゾウの保護を目的とする資金を調達することだった。実際には、これまで非商業目的の買い取りはおこなわれておらず、援助側社会はCITESによるこの機構を利用したゾウ保護資金の投入を完全に怠っている。このような背景の中で、ブルンジの象牙在庫問題が再び浮上してきた。かつて近隣諸国から持ち込まれる象牙の主要中継地だったブルンジには、84tの象牙が保管されており、これについてはCITESの下で長く複雑な経緯がある。この在庫は1987年に最初に注目されたが、1989年のCITES取引禁止令を含め、国内ならびに国際的な様々な理由により、合法的取引が阻止された。現在、ブルンジ政府はこれら15年前からの在庫の所有者から訴えられており、CITESに対し、何らかの形の利益分配を求めている。この件はCITES常設委員会の第50回会合で討議され、アフリカゾウ生息国対話会議とCoP13で議題として取り上げられることになっている。アフリカで増え続ける象牙在庫の問題については簡単な解決策は見あたらず、ブルンジに関する議論は少なくとも、この件に関する経済・安全・保全面の問題に再び光を当てることになるだろう。



This document was prepared by
Tom Milliken, Director of TRAFFIC
East/Southern Africa.

TRAFFIC,
the wildlife trade
monitoring network,
works to ensure that
trade in wild plants
and animals is not a
threat to the
conservation of nature.

For more information,
please contact:
TRAFFIC East/Southern Africa
c/o WWF Southern Africa Regional
Programme Office
P.O. Box CY 1409,
Causeway, Harare, Zimbabwe
Tel: (263) 4 252533/ 252534
Fax: (263) 4 703902
Email: traffic@wwfsarpo.org
TRAFFIC International
219 Huntingdon Road
Cambridge CB3 0DL
United Kingdom
Tel: +44 1223 277427
Fax: +44 1223 277237
Email: traffic@trafficint.org

Website: www.traffic.org

TRAFFIC CoP13 Conference
Room:
www.traffic.org/cop13

TRAFFIC

is a joint programme of

